

青森市公告第 1 1 0 号

条件付き一般競争入札実施公告（電子入札案件）

下記の工事については、条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「政令」という。）第 1 6 7 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 26 日

青森市長 西 秀記

記

1 競争入札に付する事項

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 入 札 番 号 | 第 07044 号 |
| (2) 工 事 名 | 造道福祉館建設工事 |
| (3) 施 工 場 所 | 【別記】1 のとおり |
| (4) 工 期 | |
| (5) 工 種 | |
| (6) 概 要 | |
| (7) 予定価格（税込） | |
| (8) 入 札 方 法 | |
| (9) 落札を制限する制度 | |

2 入札参加資格

条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 政令第 1 6 7 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 本工事に対応する工種について、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 3 条の規定による建設業の許可を受けていること。
- (3) 青森市財務規則（平成 1 7 年青森市規則第 6 3 号。以下「財務規則」という。）第 1 0 2 条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 青森市競争入札参加資格等に関する規則（平成 1 7 年青森市規則第 1 6 1 号。以下「参加資格規則」という。）第 5 条の規定により建設工事について競争入札に参加する資格があると認定された者であること。
- (5) 参加資格規則第 9 条第 2 項各号に規定する等級にそれぞれ格付されている者であること。
- (6) 直近に受けた建設業法第 2 7 条の 2 3 に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の有効期間が経過していないこと。
- (7) 青森市競争入札参加資格業者指名停止要領（平成 1 7 年 4 月 1 日実施）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされ、更生手続開始決定後の経営事項審査を受けていること。

- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされ、再生手続開始決定後の経営事項審査を受けていること。
- (10) その他【別記】2に示す資格に該当する者であること。

3 契約条項を示す場所

契約条項は、別に定める場合を除き、青森市工事請負契約標準約款（令和7年3月17日青森市公告第31号。以下「約款」という。）のとおりとし、総務部契約課及び市ホームページにおいて閲覧することができる。

4 入札説明書及び設計図書の閲覧及び配付

- (1) 本工事に係る入札説明書及び設計図書は、入札情報公開システム（青森市電子入札ポータルサイト（https://www.city.aomori.aomori.jp/sangyo_koyou/jigyosha/1004461/1004683/index.html）内。以下同じ。）により、閲覧及びダウンロードを行うことができる。
なお、閲覧及びダウンロードの際のパスワード入力に当たっては、あらかじめ通知されたパスワードを使用して下さい。
- (2) やむを得ない事由により、入札情報公開システムにおいて、本工事に係る設計図書の閲覧及びダウンロードを行うことができない場合は、契約担当課へその旨申し出ること。
- (3) 閲覧及び配付対象者は、【別記】2に示す資格（参加形態及びその他を除く。）を満たす者とする。

5 質疑応答

入札に参加しようとする者のうち、本工事に係る設計図書に関して質疑がある者の質疑書の提出方法及び回答方法は【別記】3のとおりとす。

6 入札保証金

【別記】4のとおりとす。

7 入札執行の日時及び場所等

【別記】5のとおりとす。

8 入札の方法

- (1) 入札に参加しようとする者は電子入札システム（青森市電子入札ポータルサイト（https://www.city.aomori.aomori.jp/sangyo_koyou/jigyosha/1004461/1004683/index.html）内。以下同じ。）を使用して、入札金額、氏名又は名称、くじ番号（3桁の任意の数字）その他必要事項を入力し、【別記】5に示す提出書類を添付し入札書の提出を行うものとする。
- (2) 入札金額は、消費税及び地方消費税を除いた金額とする。
- (3) 電子入札において使用することができるICカードは、青森市電子入札運用基準（平成27年2月25日実施）第5及び第6に定めるものとする。
- (4) 入札書等の差替え又は撤回は、認めないものとする。
- (5) 入札の執行回数は1回とし、落札者がいないときは、入札を不調とする。ただし、青森市条件付き一般競争入札実施要領（平成21年11月9日実施）第11条第2項の規定により、再度入札を行うこととした場合は、この限りでない。なお、この場合において、初回の入札に参加しなかった者は再度の入札に参加できないものとする。

9 紙入札参加の特例

青森市電子入札実施要領（平成27年2月25日実施。）第11条第1項に該当する者は、紙入札での参加を申立てすることができる。なお、紙入札を認めた場合は、青森市郵便入札実施要領（平成21年11月9日実施。以下「郵便要領」という。）第3条第1項から第3項の規定により入札書等の提出を行うこととし、入札書等郵送開始日、到着期限及び郵送先は【別記】6のとおりとする。

10 入札の辞退

入札参加者が当該入札を辞退しようとする場合は、【別記】5に示す入札の開札予定日時までに、電子入札システムによる辞退申請書の送付又は書面により辞退申請書を総務部契約課へ提出しなければならない。

11 入札の立会い

電子入札案件における入札参加者の入札立会いは原則として行わない。ただし、紙入札での入札参加を認められた入札参加者については、郵便要領第4条の規定による入札立会いを行うものとする。

12 入札の無効

財務規則第117条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格を満たしていない者のした入札
- (2) 8に定める入札の方法以外の方法による入札
- (3) 定められた入札書等到着期限を過ぎて到達した入札
- (4) 郵送された封筒に指定された事項が記載されていない入札
- (5) 郵送された封筒に記載された事項に誤りがある入札
- (6) 郵送された封筒に記載された事項と入札書等に記載された事項が相違する入札
- (7) 予定価格の制限の範囲を超える入札
- (8) 工事費内訳書の提出がない入札及び入札金額と工事費内訳書に記載された金額が合致しない入札
- (9) 総合評価提出用書類を提出していない者が行った入札

13 入札中止等

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期するものとする。

14 一般競争入札（総合評価落札方式）の落札者決定基準

- (1) 評価基準、評価方法及び落札者の決定方法
入札説明書による。
- (2) 総合評価方式に関する手引き及び提出用書類等
青森市ホームページ内「総合評価落札方式」
https://www.city.aomori.aomori.jp/sangyo_koyou/jigyosha/1004461/1004462/1004674.html

15 入札参加資格の審査

資格審査における提出書類、提出期限日及び提出方法は、【別記】7のとおりとする。

16 契約保証金

【別記】 8 のとおり。

17 契約の締結

- (1) 落札決定の翌日から5日（期限の日が青森市の休日に関する条例（平成17年青森市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日）以内に契約を締結するものとする。ただし、予定価格1億5,000万円以上の建設工事については、落札決定の翌日から5日（期限の日が休日に当たるときは、その翌日）以内に仮契約を締結し、議会の議決があったときに本契約を締結するものとする。
- (2) 落札決定後、当該工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないものとする。

18 前金払等

【別記】 9 のとおり。

19 その他

- (1) 入札に参加しようとする者は、関係法令及び入札心得を遵守しなければならない。
- (2) 落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- (3) 落札決定後、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する工事实績情報システム（CORINS）等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を締結しないことがある。
- (4) 本工事に係る特記事項及び入札に用いる様式等は【別記】10のとおりとする。

20 工事担当課及び契約担当課

【別記】 11 のとおり。

【別記】

1 競争入札に付する事項

(1) 入札番号 (再掲)	第 07044 号
(2) 工事名 (再掲)	造道福祉館建設工事
(3) 施工場所	青森市造道三丁目4番16号
(4) 工期	令和8年11月30日 (契約締結の翌日から)
(5) 工種	建築一式
(6) 概要	建築工事 一式 木造平家建 延べ床面積 415.70㎡ (福祉館 329.59㎡、消防屯所 86.11㎡)
(7) 予定価格(税込)	事後公表
(8) 入札方法	電子入札システムによる入札
(9) 落札を制限する制度	低入札価格調査制度

2 入札参加資格

営業所所在地	青森市内に本店を有していること。
業種	建築一式
部門	建築一式
等級	A
参加形態	単体企業
その他	(1) 現場代理人及び建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を適切に配置できる者であること。 (2) あらかじめ電子入札システムに使用できる I C カードを使用して、電子入札システムに利用者登録を行っている者であること。ただし、あらかじめ紙入札参加を認められた者を除く。 (3) 約款第47条の規定により請求を受けた損害賠償金について、滞納がないこと。

3 質疑応答

質疑書提出方法	ファクシミリ
質疑書提出先	福祉部福祉政策課 FAX: 017-734-3013
質疑書受付期限	令和7年7月4日 12時00分までとする。
質疑回答方法	入札情報公開システム (紙入札の場合は他の方法によることができる)
質疑回答期限	令和7年7月7日

4 入札保証金

入札保証金	免除
-------	----

5 入札執行の日時及び場所等

入札日時	令和7年7月14日 8時30分 から 17時00分 まで
入札場所	電子入札システム
開札予定日時	令和7年7月16日 11時30分
開札場所	電子入札システム
提出書類	(1) 工事費内訳書 (様式8) (2) 総合評価提出用書類 (提出書類一覧チェック表・様式1～4・添付資料)

6 紙入札業者の入札

入札書等郵送開始日	令和7年7月8日
入札書等到着期限	令和7年7月14日
郵送先	郵便番号030-8799 日本郵便株式会社青森中央郵便局留 青森市総務部契約課

【別記】

7 入札参加資格の審査

提出書類	(1) 競争参加資格確認申請書	(2) 建設業許可通知書の写し
	(3) 契約締結日において有効な経営事項審査の総合評定値通知書の写し	
	(4) 技術者配置状況表	(5) 配置予定技術者調書
	(6) 配置予定の主任技術者又は監理技術者の資格を証明する書類の写し (※他工事と兼務予定の場合は兼務届)	
	(7) 配置予定の現場代理人の直接雇用関係を証明する書類の写し 配置予定の主任技術者又は監理技術者の3か月以上直接雇用関係を証明する書類の写し	
	(8) 専任技術者一覧表の写し（建設業許可申請書別紙4。(2)の許可を受けた際の直近のもの。許可後に変更した場合は変更届出書の写しも提出）	
	(9) 人員の配置を示す計画書 ※営業所技術者又は専任を要する主任（監理）技術者の兼務を希望する場合	
	(10) 契約保証に関する届出書（競争参加資格確認申請時）	
提出期限日	提出の指示を行った日の翌日から起算して2日目の日（休日に当たる日を除く。）まで 令和7年7月24日（予定）	
提出方法	電子入札システム（紙入札参加者は別途指示する方法による）	

8 契約保証金

契約保証金	有 契約の保証については、約款第4条の規定によるものとし、請負代金額の100分の10以上とする。ただし、低入札価格調査制度要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格での契約にあっては、同要綱第16条の規定により100分の30以上とする。
-------	--

9 前金払等

前金払	有 請負代金額の10分の4以内とする。ただし、低入札価格調査制度要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格での契約にあっては、同要綱第16条の規定により10分の2以内とする。
中間前金払	有 前号の前金払のほか、請負代金額の10分の2以内（ただし、財務規則第76条第2項各号に掲げる要件に該当する場合に限る。）とする。
部分払	有

10 その他

特記事項	1. この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約であるため、落札者と仮契約を締結し、議会の議決を経た後に本契約を締結する。本契約前に工事を着手することはできない。 2. 本件については継続費を設定しており、各年度の支払限度額は次のとおりである。 令和7年度：契約金額の40%以内、令和8年度：残額
使用する様式	(1) 質疑書
	(2) 工事費内訳書
	(3) 入札書（電子入札案件紙入札参加用）
	(4) 紙入札参加願
	(5) 辞退申請書（書面提出用）
	(6) 競争参加資格確認申請書
	(7) 技術者配置状況表
	(8) 配置予定技術者調書
	(9) 総合評価提出用書類（様式－1～4）
	(10) 人員の配置を示す計画書
	(11) 契約保証に関する届出書（競争参加資格確認申請時）

11 担当

工事担当課	都市整備部建築営繕課	TEL：017-752-8756 FAX：017-752-9006
契約担当課	総務部契約課	TEL：017-734-5144 FAX：017-734-2102

入 札 説 明 書

造道福祉館建設工事に係る入札公告に基づく条件付き一般競争入札(総合評価落札方式)については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和7年6月26日

2 工事概要

- | | |
|--------------------------------------|-------------|
| (1) 入 札 番 号 | 第 07044 号 |
| (2) 工 事 名 | 造道福祉館建設工事 |
| (3) 施 工 場 所 | 公告【別記】1のとおり |
| (4) 工 期 | |
| (5) 工 種 | |
| (6) 概 要 | |
| (7) 予定価格(税込) | |
| (8) 入 札 方 法 | |
| (9) 落札を制限する制度 | |
| (10) 本工事は条件付き一般競争入札(総合評価落札方式)の方法による。 | |

3 入札参加資格

条件付き一般競争入札実施公告のとおり

4 総合評価提出用書類の作成要項

作成する総合評価提出用書類の記載内容等は「総合評価落札方式の運用の手引き」によるものとする。

5 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

総合評価は評価値により行い、評価値は次式により算出する。

評価値＝「価格評価点」＋「価格以外の評価点」

この評価値が最も高いものを落札候補者とする。

「価格評価点」の配点は80点とし、以下の式により算出する。

(ア) 入札価格≧調査基準価格の場合

価格評価点＝80点×(1－入札価格／予定価格)

(有効桁数を設けず、小数点第3位まで表記)

(イ) 入札価格<調査基準価格の場合

価格評価点＝80点×{(1－調査基準価格／予定価格)

＋0.5×(調査基準価格－入札価格)／予定価格}

(有効桁数を設けず、小数点第3位まで表記)

「価格以外の評価点」の配点は20点とし、以下の式により算出する。また、評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。

価格以外の評価点＝20点×(評価得点／14.0)

(有効桁数を設けず、小数点第3位まで表記)

(2) 評価に関する基準

本工事の価格以外の評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。

価格以外の評価項目一覧

評価項目		評価基準	配点	評価値
1 企業 の 施 工 実 績	平成27年度以降における同種・類似工事の施工実績の有無	青森市（公営企業含む）、国又は青森県で同種・類似工事の実績あり	2.0	/2.0
		その他の公共工事発注機関で同種・類似工事の実績あり	1.0	
		上記以外	0	
	青森市発注工事の令和3年～令和6年の工事成績の評定の平均点	84点以上	4.0	/4.0
		83点以上84点未満	3.5	
		82点以上83点未満	3.0	
		81点以上82点未満	2.5	
		80点以上81点未満	2.0	
		79点以上80点未満	1.5	
		78点以上79点未満	1.0	
		70点以上78点未満	0.5	
		上記以外	0	
		若手技術者又は女性技術者の配置の有無	主任（監理）技術者への配置	
	現場代理人への配置		0.5	
	上記以外		0	
小 計				/7.0
2 配 置 予 定 技 術 者 の 能 力	主任（監理）技術者の保有する資格	1級建築士かつ1級建築施工管理技士	2.0	/2.0
		1級建築士又は1級建築施工管理技士	1.0	
		上記以外	0	
	主任（監理）技術者の継続教育の取組状況	継続教育の推奨単位を満たしている（各団体の証明あり）	1.0	/1.0
		上記以外	0	
	主任（監理）技術者の平成27年度以降における主任（監理）技術者又は現場代理人としての施工経験の有無	青森市（公営企業含む）、国又は青森県で同種・類似工事の実績あり	2.0	/2.0
		その他の公共工事発注機関で同種・類似工事の実績あり	1.0	
		上記以外	0	
小 計				/5.0
3 地 域 貢 献	災害協定締結の有無	青森市（公営企業含む）と災害協定を締結している	1.0	/1.0
		青森県と災害協定を締結している	0.5	
		上記以外	0	
	令和5年度以降における地域防災への協力体制の有無	地域防災への協力体制の実績あり	0.5	/0.5
		上記以外	0	
	青森市の施策への貢献度	あおり健康づくり実践企業に認定済み	0.5	/0.5
		上記以外	0	
小 計				/2.0
合 計				/14.0

（比率で20点満点換算）

6 落札者の決定方法

- (1) 入札参加者は、価格及び総合評価提出用書類をもって入札し、入札価格が予定価格の制限の範囲内である入札者のうち、「総合評価の方法」によって算出された評価値が最も高い者から順に入札参加資格の審査を行ったうえで、落札者を決定する。

ただし、青森市低入札価格調査制度要綱（平成23年7月26日実施）の規定により失格又は失格とみなされた者は落札候補者とししないものとする。

- (2) (1) において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 有効な入札者が1人のときは、評価値の算出を省略し、落札候補者を決定することができる。
- (4) 落札候補者が資格審査に必要な書類を提出期間内に提出しないとき、又は資格確認のための指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。
- (5) 審査の結果、当該落札候補者に入札参加資格がないときは当該落札候補者の入札は無効とし、次順位の価格で入札をした者を落札候補者とし、同様の審査を行い落札者を決定する。

7 苦情申立て

- (1) 入札参加者のうち、落札者の決定等に対して苦情がある者は、落札者の決定を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面により申立てすることができる。

なお、受付窓口及び受付時間は次のとおりとする。

ア 受付窓口：青森市総務部契約課

住所 030-8555 青森市中央一丁目22番5号

電話 017-734-5144

イ 受付時間：休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで

- (2) (1) の書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) (1) の苦情申立てがあったときは、当該入札参加者の評価項目ごとの評価点数を通知するものとする。